

SSBJの審議動向

(第37回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年8月21日、第37回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、さまざまな利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年8月21日に開催された第37回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. 開発にあたっての基本的な方針

1. 開発にあたっての基本的な方針

SSBJの審議（事務局による提案）		公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1)	国際的な整合性を図るという場合、ISSB TM 基準 ¹ との整合性を図ることを基礎とする。	無	適用基準案 ² BC4項 等
(2)	ISSB基準との整合性を図るため、ISSB基準の要求事項をすべて取り入れる。 そのうえで、我が国の法令等の周辺諸制度との関係など相応の理由が認められるものについては、ISSB基準にSSBJ基準 ³ 独自の取扱いを追加し、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを選択することを認める。	無	同BC9項- BC13項 等
(3)	SSBJ基準の構成は、SSBJ基準を適用した場合に開示される情報が国際的に整合性のあるものとなることを意図して決定する。	無	同BC5項 等
(4)	ISSB基準が用いる用語および定義を、原則として同一の意味で取り入れる。 この際、サステナビリティ関連の任意開示の実務においてこれまで使われてきた定義とISSB基準の定義が異なる場合、必ずしも同じ表現を用いないことがある。	無	同BC22項- BC24項 等
(5)	(2) において明確化を図るためにISSB基準に追加してSSBJ基準独自の取扱いを設けたものについては、確定基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する。	-	-

① ISSB基準を基礎とした基準の開発（上記（1））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、SSBJ基準の開発にあたり国際的な整合性を図るうえで、グローバル・ベースラインとされるISSB基準との整合性を図ることが提案されていました（適用基準案BC4項等）。

これに対し、大きく反対される意見は聞かれていないものの、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図した基準（たとえば、GRIスタンダード⁴やESRS⁵等）の要求事項を追加すべき等のコメントも寄せられました。

（審議の方向性）

我が国におけるサステナビリティ開示基準は、投資家が意思決定を行う際に有用な、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方としており、これはISSB基準における目的と整合するとともに、金融商品取引法の趣旨とも整合していると考えられることから、公開草案の方針を維持する方向性で検討されています。

1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

2 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

3 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

4 グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）が公表する「グローバル・レポーティング・イニシアチブ・スタンダード」

5 欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に定められる「欧州サステナビリティ報告基準」

② SSBJ基準独自の取扱い（上記（2）・（5））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

本公開草案では、原則としてISSB基準の定めを取り入れるものの、ISSB基準の要求事項が必ずしも明確ではない事項について、SSBJ基準独自の取扱いが提案されていました（適用基準案BC9項からBC13項等）。

これに対して、賛成意見が寄せられた一方で、SSBJ基準はISSB基準と完全に同じものとすべき等のコメントも寄せられていました。

（審議の方向性）

SSBJ基準独自の取扱いは、明確化を図ることを目的に設けられるものであり、SSBJ基準独自の取扱いに基づく開示が、ISSB基準に基づく開示との比較可能性を大きく損なうこととなる蓋然性は相当程度低いものと考えられること、また、明確ではない定めへの対応により生じるコストや労力を一定程度軽減できることから、公開草案の方針を維持する方向性で検討されています。

また、SSBJ基準独自の取扱いは、確定基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する方向性とされています。

③ SSBJ基準の構成（上記（3））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ISSB基準の内容を取り入れる場合でも、主として基準の読みやすさを優先してISSB基準の定めと順番等を入れ替えており、また、IFRS S1号⁶に相当する基準を、基本的な事項を定める「適用基準」と、コア・コンテンツを定める「一般基準」に分けて示すことが提案されていました（適用基準案BC5項等）。

これに対して、賛成意見が寄せられた一方で、SSBJ基準の構成および用語はISSB基準と整合させるべきとのコメントも寄せられました。

（審議の方向性）

ISSB基準の要求事項と同じことを要求する場合に、表現および構成を変更するほうがSSBJ基準を利用する者にとって利便性が高いと考えられることから、公開草案の方針を維持する方向性で検討されています。

④ SSBJ基準において用いる用語（上記（4））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ISSB基準における用語およびその定義を、原則として同一の意味で取り入れたうえで、日本語として不自然になると考えられた場合に、基準の意図がより明確になるような表現を用いることが提案されていました（適用基準案BC22項から24項等）。

これに対して、賛成意見が寄せられた一方で、SSBJ基準の用語および表現についてISSB基準との一致を図るべきとのコメントも寄せられました。

（審議の方向性）

SSBJ基準を適用した場合に開示される情報が国際的に整合性のあるものとするためには、用語を使い分ける必要があると考えられることや、基準の意図がより明確になるような表現を用いることが考えられることから、公開草案の方針を維持する方向性で検討されています。

（審議資料）第37回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1

6 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ(Link)

■ **会計・開示コンテンツ (Link)**

■ **日本基準 (Link)**

■ **IFRS会計基準 (Link)**

■ **米国基準 (Link)**